

京都府立医科大学における成績に対する確認及び不服申立てに関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、京都府立医科大学の学士課程、修士課程、博士課程に在籍する学生（以下「学生」という。）が履修する全ての科目について、その成績に対する確認及び不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

(成績に対する確認)

第2条 学生は、成績に対して確認すべき事項がある場合は、次のいずれかの方法により確認することができるものとする。

(1) 授業担当教員に、直接確認する。

(2) 担当事務（学生課又は教養教育事務室をいう。以下同じ。）を通じて、授業担当教員に別に定める「成績に対する確認書」（以下「確認書」という。）を提出し、確認する。

2 学生は、非常勤講師が授業担当教員である授業科目及び3大学教養教育共同化科目の成績に対して確認する場合は、原則として前項第2号の方法により確認するものとする。

(確認依頼受付期間)

第3条 前条第1項による確認依頼の受付期間は、成績開示日から起算して、原則として7日以内（日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。以下次項、第4条1項、第6条において同じ。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該学期に卒業又は修了の判定対象者であり、確認を行おうとする成績が卒業又は修了の判定に関わる場合及び3月1日以降に開示された成績に対する確認の場合の受付期間は、成績開示日から起算して、原則として3日以内とする。

(確認に伴う措置)

第4条 第2条第1項による確認依頼を受けた授業担当教員は、学生からの確認依頼があった日又は担当事務を通じて確認書を受理した日から起算して、原則として7日以内に確認結果を回答するものとする。ただし、前条第2項に規定する場合の確認依頼にあっては、原則として3日以内に確認結果を回答するものとする。

2 前項の回答に当たっては、第2条第1項第1号による場合は直接当該学生に確認結果を回答するものとし、同第2号による場合には担当事務を通じて、当該学生に、「成績確認に対する回答書」により確認結果を回答するものとする。ただし、第2号による場合でも授業担当教員の判断により、直接当該学生に確認結果を回答することができる。この場合において、当該授業担当教員は、回答内容及び回答日を担当事務に通知しなければならない。

3 第1項の回答に当たっては、授業担当教員は、確認結果に基づき、成績について変更する措置を採ることができる。この場合において、授業担当教員は、当該措置の内容及びその理由を記録するとともに、担当事務に報告しなければならない。

(不服申立て)

第5条 前条第1項の規定による確認結果に不服がある学生で、その不服に明確な根拠がある場合には、別に定める「成績に対する不服申立書」(以下「不服申立書」という。)を学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)あてに提出することにより、不服申立てができるものとする。

2 前項の申立書は担当事務を通じて提出するものとする。

3 第1項の規程に関わらず、当該年度の3月1日以降に開示された成績で進級判定に係るものに対しては、第2条に定める確認の手続きを省略し不服申立ての手続きを行うことができる。

(不服申立て受付期間)

第6条 前条による不服申立ての受付期間は、当該学生が第2条による回答を受理した日(前条第3項にあっては、成績開示日)から起算して、原則として3日以内とする。

(審査)

第7条 学部長等は、第5条による不服申立書を受理した場合は、別に定める不服申し立てを受理する事由に該当する場合に限り、医学科教育委員会、看護学科教育委員会、医学研究科教育委員会、保健看護学研究科教育委員会(以下「教育委員会等」という。)において当該不服申立ての審査を行わせるものとする。

2 学部長等は、前項において、不服申し立てを受理する事由に該当せず、不服申立てを却下する場合は、担当事務を通じて速やかに当該学生に文書により通知するものとする。

(審査結果の報告及び対応)

第8条 教育委員会等は、前条に係る審査を行い、その結果を、速やかに書面で学部長等に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた学部長等は、担当事務を通じて、当該学生及び当該授業担当教員に当該結果を文書により通知する。この場合において、不服申立てを容認する結果であった場合は、授業担当教員に成績について変更する措置を行わせるものとする。

3 前項の通知は、当該学生又は当該授業担当教員が希望した場合は、電子メールにて通知することができるものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要項は平成30年4月1日から施行する。